

上田 道と川の駅 おとぎの里 会 則

第一章 総 則

(名称)

第一条 この会は、「上田道と川の駅 おとぎの里」(以下「本会」という)と称す。

(主たる事務所)

第二条 本会の主たる事務所は、長野県上田市小泉字塩田川原 2575 番地 2
「上田 道と川の駅」に置く。

(目的)

第三条 本会は、上田道と川の駅(以下「施設」という)の設置目的に基づき、「地域性・社会性+事業性・自立性を伴った地域事業」を展開することより、「地域の抱える課題を、地域資源を活かしながらビジネス的手法を用いて解決し、コミュニティーの形成を通じて、その利益を地域に還元する」こと、「産(民)・学・官との連携・協働により地域に合った“まちづくり”の推進と、市民が主体となって特徴ある持続可能な“豊かな地域社会の創造”に資する」ことを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 施設及び施設を拠点とした環境整備及び地域の魅力アップに関する事業。
(エリアマネジメントシステムの推進)
- (2) 安全・安心な地域づくりと福祉に関する事業。(リスクコミュニケーションの醸成)
- (3) 教育と文化振興、スポーツ振興に関する事業。
- (4) 施設及び施設を拠点とした観光事業及び企画・プロモーション、宣伝・広告に関する事業。
- (5) 農林水産振興と農林水産物の取り扱い(生産、出品等)に関する事業。
- (6) 伝統技術の伝承、芸術、手芸・工芸の表現、作品の取り扱い(実演、体験、展示、出品等)に関する事業。
- (7) 食文化振興と食品の取り扱い(食品加工、食の研究・開発、食材の地産地消等)に関する事業。
- (8) 施設の管理運営及び飲食・物販、交流の促進に関する事業。
- (9) 本会の運営に必要な、研究・学習、教育、情報の受発信に関する事業、及び会員が円滑且つ健全な活動を行うために必要とする事業。
- (10) その他、目的達成の為に必要とする事業。

(組織構成)

第五条 本会は、目的に賛同しその目的の達成のために共に活動をする個人又は団体(以下「会員」という)により構成され、前条の事業を行う為に、第六条の部会により組織される。また、第七条の委員会をおく。

(部会)

第六条 本会には、第四条の事業を行うために以下の部会を設置する。

1. ふるさと部会
 2. 安全・安心部会
 3. てらこや部会
 4. 交流・観光部会
 5. 総務部会
 6. あきない部会
2. 部会は、施設の設置目的と本会の目的を基軸に、別に定める部会規約に基づき活動を行う。
 3. 各部会は、部会毎に部会を代表する者を選任する。尚、本会総会の議決を経て部会長となる。
 4. 部会長は、第二十三条の部会長会議を構成し、第二十四条の事項を議決する。また、会則第十八条 2 項により総会を構成する。
 5. 各部会は、部会運営上、必要とする部会役員及び部門を置くことが出来る。
 6. あきない部会は、施設所有者との契約等に基づき、施設の運営管理を所管する者をもって部会とし、施設の経営責任を負う。

(委員会)

第七条 委員会は、本会の事業活動の充実を目的とし、役員会が必要とする調査・研究または行事等を実行する。

2. 本会には次の委員会をおく。
 - (1)運営委員会
 - (2)品質向上委員会
 - (3)ビジョン検討委員会
 - (4)その他、役員会が必要とする委員会
3. 各委員会は、役員会が任命する本会の会員または員外の専門の知識、経験、技術を有すると認められる個人又は団体を委員として、別に定める委員会規定に基づき運営される。

第一章 会 員

(会員の資格)

第八条 本会の会員は、第三条に定める本会の目的に賛同し、第六条に定める部会に加入し、会則及び加入部会毎に定める部会規定と関係法令、社会秩序の遵守を以て、第四条に定める事業について共に活動する者とする。但し、役員会が認める場合はこの限りではない。

(入会・退会)

- 第九条 本会の会員になろうとする者は、第八条の「会員資格」を満たす者であつて、「上田道と川の駅 おとぎの里 入会申込書」を本会会長あてに提出する。その後、申請者の活動内容の別により加入する部会の部会運営会議の審議を経て、部会の意見具申を受けた部会長会議により入会の諾否を決定する。また、その諾否を申込者に通知する。
2. 部会長会議により、加入が適当と認められた場合は、加入部会毎に定められた手続きを行った後、部会に加入し入会できるものとする。
 3. 会員は、複数の部会に加入することができる。
 4. 収益事業(商品またはサービスの提供により対価を求める事業)に関わる会員は、加入部会に関わらず、第六条1項の8、「あきない部会」の「提供会員登録」をするものとし、登録のない会員は施設での収益活動を禁止する。また、収益を伴う部会の自主事業についても同様とする。
 5. 農産物の取り扱いに関わる会員は、農林水産物部会に加入しなければならない。また、施設にて食品の加工または提供に関わる会員は食品部会に加入しなければならない。
 6. 本会への入会は、部会長会議の議決を経て随時認めるものとする。
 7. 会員は、部会毎に定める規定により退会することが出来る。会員の状況については部会長が役員会へ報告する。

(会員資格の譲渡)

第十条 会員資格の譲渡は認めないものとする。

2. 会員である法人または団体は、会員登録時の組織に変更がある場合は、その旨を遅滞なく会長あてに書面を以て報告し、再入会手続きをしなければならない。但し、役員会の承認を得る場合はその限りではない。

(会費)

第十一条 会員は、加入部会毎に定める会費を納めなければならない。

2. 特別会費
 - (1) 本会の運営上必要とする場合は、特別会費を賦課する場合がある
 - (2) 特別会費の賦課の方法及び額は、総会にて議決する。

(除名)

第十二条 会員が、次に該当するときは、これを除名することが出来る。

- (1) 本会の事業を妨げる行為、たまた、本会の信用を損なう行為をした場合、施設または施設来訪者に著しく迷惑をかけた場合、本規約に度々違反した場合であつて、総会の決議を経た場合。
- (2) 年度途中において、本会の運営を著しく妨げになる行為をし、会員または、本会及び部会の運営に悪影響を及ぼす恐れがあり、部会長会議で議決された場合。
 - (3) 以下の場合も役員会の審議対象とし、本条一項(2)に該当する。
 - ① 会員が、第九条第3項による「提供会員登録」を得ないで施設内にて収益活動または販売行為をした場合。
 - ② 会員が、役員会の承認を得ないで、己の事業または活動の宣伝または利益誘導等につながる行為をした場合。
 - ③ 会員が、役員会の承認を得ないで、施設名または本会名または部会名を用いて施設内外での活動及び表現を行った場合。

- ④ 会員が、本会以外での事業活動または地域活動の用に供するために、本会の会員の出品物またはサービスを斡旋または仲買等の行為をした場合。
 - ⑤ 公序良俗に反する行為、政治・宗教・イデオロギーの表現または行為をした場合。
2. 除名により会員の資格を喪失した者の会費は返却しない。
 3. 本会の決めごと及び法令上の違反、また社会通念上不適切と認める行為により、本会及び部会への被害があった場合は、損害賠償を求めることがある。

第三章 役員

(役員 の 定義)

第十三条 本会の役員会を構成する者を役員という。

(役員)

第十四条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
 - (3) 会 計 1 名
 - (4) 監査役 2 名
 - (5) 幹 事 若干名
2. 役員は、総会において選出される。
 3. 施設所有者との契約等に基づき、施設の運営管理を所管する者。または、その全権を委任された者は役員とする。
 4. 役員は、本会及び施設の管理運営、また、事業全般について精通している者とする。
 5. 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
 6. 役員が任期中にその職を失い欠員が生じたときは、その後任者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。
 7. 総会が必要と認める場合は、員外及び会員より役員を選任することが出来る。

(役員 の 職務)

第十五条 会長は本会を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときはその職務を代理する。
3. 役員は、本会の目的に則り、本会の適正且つ健全な運営の為に、第二十二条の事項を行う。
4. 監査役は、本会の会計会務の執行を監査する。
5. 幹事は、施設及び本会の目的達成のために尽力する。
6. 会計は、本会の会計を所管する。

(役員 の 報酬)

第十六条 役員 の 報酬は、総会において議決し、予算の範囲で支給する。

第四章 会 議

(会 議 の 種 類)

第十七条 本会の会議は、総会、役員会、部会長会議とする。

(総 会)

第十八条 総会は、会長の招集により、毎事業年度 1 回を事業年度終了後 2 カ月以内に開催する。

2. 総会は、会長、副会長、監査役、会計、幹事、部会長で構成する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、または、総会を構成する者の 3/4 以上の請求があったときに開催する。

(総会 の 議 決 事 項)

第十九条 総会は、次の事項を議決する。

1. 本会及び部会の活動報告及び活動計画。
2. 本会及び部会の収支決算報告及び収支予算計画。
3. 役員 の 選 任 及 び 決 定。
4. 会 則 の 変 更。
5. 部会長 の 承認 に関する事項。但し、施設管理運営部会長を除く。
6. 部会規約及び細、則部会及び会員が遵守すべき事柄に関する事項。
7. 会員 の 除 名 (第十二条第一項の(1)、第三項)に関する事項。
8. その他、役員会が必要とする事項。

(総会 の 定 足 数)

第二十条 総会は、これを構成する部会長及び役員¹の1/2以上の出席をもって成立し、委任状提出者はこれを出席者とみなす。

(役員会)

第二十一条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2. 役員会は、会長、副会長、会計、監査役、幹事で構成する。

(役員会の議決事項)

第二十二条 役員会は次の事項を議決する。

1. 総会に附議する事項。
2. 総会の議決内容に沿った業務の執行に関する事項。
3. 役員¹の欠員による残任期間の役員承認に関する事項。
4. その他、役員会が必要と認めた事項。

(部会長会議)

第二十三条 部会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2. 部会長会議は、会長、副会長、会計、監査役、幹事、全部会長で構成する。

(部会長会議の議決事項)

第二十四条 部会長会議は次の事項を議決する。

1. 総会の議決内容に沿った業務の執行に関する事項
2. 役員会に附議する事項
3. 役員会より協議・議決を求められた事項
4. 会員の加入・退会、除名(第十条第一項(2))に関する事項
5. 部会間の連携等に関する事項。
6. 第三十条「¹ 駅長」の委嘱とその職務に関する事項。
7. その他部会運営に必要と認める事項。

(会議の議決)

第二十五条 総会、役員会、部会長会議の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、賛否同数の時は、議長がこれを決する。

(会議の議長)

第二十六条 総会、役員会、部会長会議の議長は、会長がその任にあたる。

第五章 会計

(運営経費)

第二十七条 本会の経費は、負担金、委託金、協賛金、寄付金、会費、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第二十八条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第六章 その他

(運営責任)

第二十九条 本会は、会員の活動の内容の別により区分する部会を設置し、収益事業と公益事業の両立をもって運営される会であるので、本会の運営と部会運営及び施設運営管理の責任を以下のとおり定め、本会の目的の達成を目指すものとする。

2. 本会の役員は、構成部会の連携と地域社会との連携を任務とし、本会の運営責任を負うものとし、施設及び本会の運営管理に関しては、積極的に協力する。尚、施設の管理責任は、施設所有者との契約に基づき、その契約の範囲で負うものとする。
3. 部会役員は、他部会との連携及び円滑且つ健全な会員の活動と部会運営を任務とし、部会の運営責任を負うものとする。また、その部会が収益事業(経営)を行う場合は、その経営責任を負うものとする。

(駅長)

第三十条 施設には、駅長を置き、主たる職務は次のとおりとし、常駐を基本としその任にあたる。

- ①施設(施設内容、機能等)及び活動(提供するサービス・商品、事業内容等)と、周辺地域の地勢、魅力等の紹介・情報発信。
 - ②施設管理業務への協力と施設利用者が快適に施設を利用できるための業務。
 - ③その他、駅長に委嘱された者が所属する部会長が認める業務であって、部会長会議にて承認された業務。
2. 駅長は、第二十四条6項により部会長会議で選考し、会長より委嘱される。尚、駅長は、上

田道と川の駅及び本会の事業全般について精通している会員又は職員の中から選考し委嘱するものとし、部会長又は役員の兼任も可とする。

3. 駅長の報酬は、総会にて議決し、予算の範囲で支給する。但し、駅長に委嘱された者が部会の職員である場合は、その職員を雇用する部会に委任する。

(組織図) 第三十一条 本会は、下記組織をもって運営される。

(会則の改廃)

第三十二条 この会則の改廃は、総会の議決を経て決定する。

(付則) この会則は平成25年4月1日より施行する。

尚、施設の管理運営上の要領が確立するまでの間は、この会則にある「施設所有者との契約等に基づき施設の運営管理を所管する者」とは、施設所有者より施設の使用許可を得る者のことをいう。

平成26年5月 一部改訂 平成27年3月 一部改訂 令和元年5月 一部改訂